



東京清掃労働組合  
 千代田区飯田橋3-9-3  
 TEL (3237) 9995  
 1部20円

編集責任者 野崎優三  
 教宣部長 野崎優三

わが組合の綱領

- 一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。
- 二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。
- 三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

# 2013賃金確定闘争 第一波総決起集会

## 区長会との闘争が始まった 納得できる賃金制度求め全力で闘おう

10月22日18時、連合会館で、2013秋季賃金闘争第一波総決起集会に309人が結集し、闘争開始を宣言しました。10月9日、特別区人事委員会が勧告した内容は、特別給は据え置き月例給を5年連続引下げのマイナス勧告であり、自宅に居住する者の住居手当を廃止するなど厳しいものです。区長会は勧告尊重の姿勢を示しており、この集會では、現業系人事制度の改善や切替調整号数の廃止を含む賃金水準の確保を追求し、交渉力と大衆行動で区長会に決断を迫り、組織の総力で闘い抜くと、決意を固めました。

ことを強調していました。全労協中岡事務局長は「衆参の国会で多数派となった安倍政権は、暴走を始めた。貧困と格差の社会を生み、公共サービスを破壊し、賃下げを公務員に強いている。解雇の自由を目指し、非正規の派遣労働者を自由に使えるようにしよう」として

「2007年確定で9%引下げ、2009年確定で給料表への切替、今もなお4割の組合員が昇給調整措置のため実質的な昇給がない。職場の中堅で働き盛りの40代が、働く意欲を持ち



▲納得できる賃金制度を求め、団結して闘うぞ 第一波総決起集会 10.22

### 賃下げには怒り 非正規拡大に歯止めを

集會は、不当な勧告に左 右されず団結して闘い、第

二波地連別総決起集会に繋ごうとの森田組織部長による発声で、始まりました。

冒頭、吉田委員長から「毎年の賃下げにより、生活が困難になっている。20代は低賃金で世帯を持つことが厳しい、30代40代では家のローンや子どもの教育に支障が出る、50代は老後が不安だ」という声で満ちてい

ました。自治労働本部の宮本委員長は「都区の不当なマイナス勧告との闘いは、国家公務員の7・8%削減を地方に波及させない闘い、給与の総合的見直しを許さぬ闘いへと連続した闘いである。」と自治労働総体で闘う

24日の第3回団体交渉以降、専門員会交渉による区長会との協議が進みます。各ブロック役員区長要請と第二波地連別総決起集会や各区長要請を職場から積極的に取り組み、区長会から納得できる回答を引き出しましょう。



▲2013秋季賃金闘争第一波総決起集会 組合員の怒りの声を聞け 10.22連合会館

# 交渉力と大衆行動で区長会に決断を迫り、組織の総力で闘い抜く

冒頭、吉田委員長から「毎年の賃下げにより、生活が困難になっている。20代は低賃金で世帯を持つことが厳しい、30代40代では家のローンや子どもの教育に支障が出る、50代は老後が不安だ」という声で満ちてい

ました。自治労働本部の宮本委員長は「都区の不当なマイナス勧告との闘いは、国家公務員の7・8%削減を地方に波及させない闘い、給与の総合的見直しを許さぬ闘いへと連続した闘いである。」と自治労働総体で闘う

この日に新たに確認された石川青年部長は「青年は今の賃金に満足していない。これから30年働く私たちは賃金合理化を認めない。93人の青年部員とともに納得できる賃金を勝ち取る

24日の第3回団体交渉以降、専門員会交渉による区長会との協議が進みます。各ブロック役員区長要請と第二波地連別総決起集会や各区長要請を職場から積極的に取り組み、区長会から納得できる回答を引き出しましょう。

# 職務・職責に見合う賃金を勝ち取る



▲平成25年度(第3回)団体交渉 10.24 区政会館  
要求書読み上げ、納得できる回答を求めた

## 平成25年度給与改定交渉(第3回)団体交渉

10月24日、18:07より行われた平成25年度給与改定(第3回)団体交渉で、「2013年度賃金改定に係る要求書」を区長会に提出し、わが組合の要求と具体的な考え方を訴えました。不当な勧告に左右されず、過酷な清掃職場の実態に見合った業務職給料表を早期に示し協議すること、職務・職責に見合う給与水準の改善及び切替調整号数の廃止を強く求め、自宅に係る住居手当の廃止に断固反対だと伝えました。勤勉手当の成績率では、扶養手当相当額の安易な配分方法見直しは、本来配分されるべき原資が配分されないと危惧を訴えました。しかし区長会は、「勧告を尊重する姿勢で検討し」、「今後精力的に協議を行い、課題の解決を図ってまいります」とし、「国、他団体との均衡」や「情勢適用の原則」などを主張し、具体的に回答を示しませんでした。

今次確定闘争の課題解決には、わが組合の要求を区長会が真摯に受け止め、納得できる回答を示す以外に方法はありません。22日の第一波総決起集会以降、組合員の大衆行動を背景に、28日の第一回専門委員会交渉から具体的な交渉に入ります。

### 給料表・切替調整号数

身分移管以降、8年連続の抑制・引下げの勧告で

す。わが組合は、労組法適用の労働組合です。区長会は業務職給料表について「勧告された給料表の改定内容に準じた検討」と繰り返すばかりです。勧告に左右されることなく、早期に業務職給料表を区長会に提示し協議するべきです。

### 新たな住居手当制度

新たな住居手当制度は、若年層に対する加算措置を講ずるなど評価できる面もあります。しかしわが組合員の平均年齢は45、46歳であり、この加算措置に該当するケースは若干です。

現在、清掃労組の9割の組合員が、世帯主として住居手当を支給されています。区職員の全体の比率では6割であり、現業での支給者の割合は相当高いので

区民と直接ふれあう清掃事業は、戸別収集や高齢者等への訪問収集、指導業務や小学校・幼稚園・保育園の環境学習など、区民に浸透し、職員の職務や職責は増える一方です。台風や地震災害の緊急対応等も含め、区民から高く評価され

切替調整号数の保有者は、2013年4月の賃金実態調査結果では、最高号給を超えた現給保障者を除き、組合員の4割近くになります。実質的な昇給のない組合員は、その多くが40歳代から50歳代のベテラン職員であり、職場の中堅です。しかも職層が高い人ほど、高い比率で切替調整号数保有者がいる、実質的な昇給が長期間ありません。職務・職責に見合わない給与の実態が示されています。

職務に対する意欲やモチベーションを維持するため、早期の切替調整号数廃止を区長会に強く求めます。

私たちは、他都市とは比較にならないほど高額の費用が住宅所得に必要とされる首都圏に住んでいます。四苦八苦して持家のローンを返済している組合員は、この自宅に係る住居手当の廃止を深刻に受け止めています。住居手当制度の「住居費の一部を補うために支給される生活給付手当」という性格を踏まえ、自

### 2013年賃金確定闘争を全組合員の総力で闘いぬく決議

10月9日、特別区人事委員会は、特別区長会と議長会に対し月例給の5年連続切り下げとする勧告を行った。日本一生計費の高い首都圏で暮らす特別区職員の生活実態を無視した不当な勧告と言わざるを得ない。勧告内容は、①月例給が588円(0.14%)職員給与が民間給与を上回ったため給料表の引下げ ②一時金は、民間の特別給と均衡しているため改定なし ③住居手当の支給対象を「借家・借間に居住し、一定額以上の家賃を負担する世帯主」と限定、持家に居住する職員の住居手当は廃止 ④実施日までの公民較差相当分は所要の調整を実施する等との内容であった。また、再任用職員の給与については、「雇用と年金の接続にかかる国の検討状況や民間の動向を引き続き注視」と先送りした。

この間のわが組合の要請に真摯に応えることなく、特別区人事委員会が極めて不当なマイナス勧告を行ったことや再任用職員の賃金水準について先送りしたことは、中立・公平な第三者機関としての責任や役割を放棄したものと一言わざるを得ない。区政の第一線に住民サービスの向上に奮闘する職員に与える影響は測り知れないものがある。

勧告後、わが組合は直ちに区長会要請を実施し、公民比較の不当性や清掃事業の特殊性、困難性が多様であり、同種・同等の比較が単純に当てはまらないことなどを強く主張し、東京23区の清掃行政を支え奮闘する職員に対する正当な評価、賃金水準や人事制度の改善などを勧告に左右されることなく、給料表を早急に提示したうえで個別課題の協議を行うよう強く求めた。

区長会は、「勧告内容は、景気回復の影響が、民間の給与へは依然として及んでないという状況にあることが反映された結果として、重く受け止めております」「勧告を尊重する姿勢で検討を行ってまいります」「新たな住居制度につきましても、早急に具体的な検討を進めてまいります」と、不当にも勧告どおり提案することを示唆している。

わが組合は、第1回中央委員会で「2013賃金確定闘争を中心とした当面の闘争方針」及び「13勧告後の要求」を確認し、闘争体制を構築した。確認された「13勧告後の要求」に基づき「①給料表の早期提示 ②技能系任用制度及び給与制度の早期改善 ③切替調整号数の廃止及び号給の増設 ④地域手当の本給繰入 ⑤再任用職員の勤務条件」など、すべての組合員の昇給確保と給与水準の引上げを目指す具体的な要求を24日の団体交渉で区長会に提出し、2013年賃金確定闘争に突入する。

単一労組として、迫力ある大衆行動の展開を背景に交渉力を強化し、「自らの労働条件は自らの闘いで切り拓く」という信念のもと、全組合員が納得できる賃金制度、人事・任用制度を勝ち取ると同時に、各区・一組の「2014年度予算・人員要求」実現に向け総団結で取組みを前進させなければならない。

今次秋期闘争を本部・地連・支部(総)を貫き全組合員が一丸となり、最終局面ではストライキを構え、区長会に「決断」を迫り組織の総力をあげ闘い抜くものである。

以上、決議する。

2013年10月22日 東京清掃労働組合  
秋期闘争勝利! 第一波総決起集会

## 区長会もわが組合の要求を真摯に受け止める回答を求め

得ることができる回答を引き出すよう奮闘します。

私たちが、他都市とは比較にならないほど高額の費用が住宅所得に必要とされる首都圏に住んでいます。四苦八苦して持家のローンを返済している組合員は、この自宅に係る住居手当の廃止を深刻に受け止めています。住居手当制度の「住居費の一部を補うために支給される生活給付手当」という性格を踏まえ、自

今年度に60歳に達する職員から、公的年金の支給開始年齢が引き上げられ、雇用と年金を確実に接続し、職員の生活を保障する賃金水準が必要で

9月6日の第2回団体交渉で、区長会は「特別区職員の雇用と年金の接続への動向を引き続き注視」と対応について(案)を示し

勤勉手当の成績率では、扶養手当相当額を成績率の配分原資とすることが2回実施されています。様々な矛盾が指摘され、区長会は扶養手当相当額の配分方法の見直しに言及しました。

決起集会以降、組合員の大衆行動を背景に、28日の第一回専門委員会交渉から具体的な交渉に入ります。納得できる回答を引き出すよう奮闘します。

しかし区長会は、国や他団体との均衡論等を主張

は、あまりにも拙速な判断です。自宅に係る住居手当の廃止には、断固反対の立場で交渉に臨みます。

現給保障額と比較すると、フルタイム再任用でも約6割、再任用短時間では5割にも達しません。区長会は現行再任用賃金の引き上げを決断するべきです。

### 勤勉手当の成績率

勤勉手当の成績率では、扶養手当相当額を成績率の配分原資とすることが2回実施されています。様々な矛盾が指摘され、区長会は扶養手当相当額の配分方法の見直しに言及しました。

決起集会以降、組合員の大衆行動を背景に、28日の第一回専門委員会交渉から具体的な交渉に入ります。納得できる回答を引き出すよう奮闘します。